

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書分離課税等用」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

結城市長様
年
月 日提出

申告書は郵送で提出
することもできます。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	合計			
	⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
⑮ 生命保険料控除	62	円	63	円
	64	円	55	円
	65	円		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円	
	円	59	円	
⑰～⑲ 障害者控除	<input type="checkbox"/> 死別離婚 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 生計共同 <input type="checkbox"/> 生計共同	<input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	円
	氏名	障害の程度	円	円
⑳ 障害者控除	氏名	障害の程度	円	円
	氏名	障害の程度	円	円
㉑～㉒ 配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	円
	配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額	円	円
㉓ 扶養控除	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	円
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	控除額 万円
	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	円
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	控除額 万円
	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	円
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	控除額 万円
(扶養対象外)の族	氏名	生年月日	平・令	円
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	控除額 万円
	氏名	生年月日	平・令	円
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	控除額 万円

源泉徴収票などの書類は、申告書には貼らず、添付書類台紙に貼ってください。

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	円
	円		円

所得のなかった方の記載欄	
①下記の者に扶養されていた。または援助を受けていた。 住所 氏名 続柄 ※学生の方は学校名・学年を記入してください。 学校名 現在の学年 年	②次のような年金・恩給を受給していた。 (○印をつけてください。) 老齢福祉年金 遺族年金 障害年金 その他 () ③雇用保険(失業保険)・生活扶助を受けていた。 年月日～年月日まで
④その他昨年の状況を記入してください。	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

個人番号	フリガナ	生年月日
氏名		明・大・昭・平・令 年月日
1月1日の住所		世帯主名 続柄
現住所		電話番号
未成年	家 非 臨変 外国税除	業種又は職業
		宛名番号

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	不動産	イ		
	配給	子	エ	
	雑	当	オ	
	総合譲渡	与	カ	G33
	一	公的年金等	キ	X43
		業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	ル80
		長期	サ	レ81
		一時	シ	ロ82
	2 所得金額	事業	営業等	①
不動産		イ	②	B37
配給		子	③	H42
雑		当	④	D39
総合譲渡		与	⑤	E40
一		公的年金等	⑥	GG35
		業務	⑦	
		その他	⑧	ヌ48
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑨	V44
		総合譲渡・一時	⑩	I45
		合計	⑪	L46
4 所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	⑬	52
	小規模企業共済等	⑭	53	
	生命保険料控除	⑮	56	
	地震保険料控除	⑯	61	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	基礎控除	㉔	67	
	⑬から㉔までの計	㉕		
	雑損控除	㉖	50	
	医療費控除	㉗	51	
合計(㉕+㉖+㉗)	㉘			

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年 4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※特定取得	1. 特定	2. 特別特定	3. 非該当	4. 特例	5. 特別特別	6. 特別特別
※所得税課税	, 000円		※住宅借入金控除前所得税	円		
			※住宅借入金等特別控除可能額	円		
			※居住開始年月日	. . .		

※印の欄には記載しないでください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
		.		
		.		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

国外株式等に係る外国所得税額

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円イ	円
	長期				円ロ	
一時					円ハ	

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計イ+ [(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額	※主配	※他配	※均有	※未	※別	※専順位	個人番号
		明・大・昭 平・令	.							A	
		明・大・昭 平・令	.							B	
		明・大・昭 平・令	.							C	
		明・大・昭 平・令	.							D	
合計額											
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし							

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	生年月日
	個人番号	続柄
氏名	住所	生年月日
	個人番号	続柄
氏名	住所	生年月日
	個人番号	続柄

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
----	----	------	--------------	--------------	----	----------

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日

他都道府県の事務所等

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	県
	市 町 村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

源泉徴収票などの書類は、申告書には貼らず、添付書類台紙に貼ってください。

※印の欄には記載しないでください。